

豊頃町

商店街活性化コーディネーター委託業務仕様書

令和8年7月

北海道豊頃町

豊頃町商店街活性化コーディネーター委託業務仕様書

1 委託業務の名称

豊頃町商店街活性化コーディネーター委託業務

2 目的

本業務は、本町中心市街地である茂岩商店街における空き店舗の増加や商業機能の低下等の課題を踏まえ、住民参加型のワークショップの開催などにより、地域住民、商工事業者及び関係団体との協働により中心市街地の将来像と活性化の方向性を検討するものである。

あわせて、空き店舗や町が取得した空地などの活用の可能性や地域資源を生かした賑わい創出方策を整理し、次年度以降に実施する具体的な事業展開につながるロードマップを策定するなど、行政主導による一過性の取組みではなく、地域住民、商工事業者及び関係団体が主体的に参画する持続可能な商店街の活性化を構築することを目的とする。

3 業務期間

事業期間は契約締結日から令和9年3月10日(水)とする。

4 成果目標

◇茂岩商店街の活性化を図るため、商店街再構築の考えや在り方及び町取得用地を利活用した「にぎわい」と「交流」を生み出す仕組みを構築するため、ワークショップなどを通じて実現するための基本的な考え方やロードマップ（基本構想）をまとめるものとする。

5 業務内容

項目	算出条件
ワークショップの実施貢献	◎豊頃町が募った町民参加型のワークショップの企画・運営を4回以上実施する。 ◎WSにおいて、周辺調査やヒアリングに基づいた情報及び先進地事例など、協議を前進させるための情報提供等の支援を実施する。 ◎参加者の主体性を引き出すファシリテーション及び進行補助、情報の整理、記録作成を行う。
現地及び周辺環境の視察	◎豊頃町内の現地視察・訪問・調査を行い、課題や地域資源、圏域経済効果などの状況を客観的に把握すること。 ◎茂岩商店街の空き店舗状況及び業態調査などを実施し、課題等を洗い出す。
ヒアリング調査	◎町長をはじめ、各産業団体及び商工事業者等への個別ヒアリングを行い、潜在的な課題やニーズ、民間連携の可能性を精緻に抽出する。
関係人口づくり チームビルディング	◎WSやヒアリングを通じて、将来のまちづくりの中核を担う人材を発掘し、次年度以降の実践に向けた体制強化及びネットワークを形成する。

関係情報の デスクリサーチ	<p>◎全国及び道内の類似規模自治体等における市街地活性化、持続可能な地域ビジネスの先進事例・参考事例を調査・分析する。</p> <p>◎調査・分析したデータをWSにて情報提供するものとする。</p>
まとめ資料の作成	<p>・成果目標を明確に示すため、上記のデータ及び成果を統合し、町取得用地を活用した商店街活性化施策の基本構想・ロードマップにおける報告資料を作成し納品する。</p> <p>【必須納品成果物】</p> <p>○基本方針（構想） ○調査分析報告書</p> <p>○資料用イメージ図 ○必要経費資料</p> <p>○運営方式資料</p>

6 法令の遵守

受注者は、電波法及び電気通信事業法等の関係法令のほか、豊頃町の各種条例を遵守すること。

7 損害賠償および秘密保持

豊頃町および受注者は契約中および契約終了後も以下事項を遵守すること。

(1) 損害賠償

自身の責に帰すべき理由により、相手方又は第三者に損害を与えた場合にはその損害を賠償すること。

(2) 情報管理

情報の紛失、破壊、改ざん、盗難、漏洩および不正利用等が生じないよう万全の対策を講じ、得られた情報は適切に管理すること。

(3) 情報開示

第三者に情報を開示、漏洩してはならない。ただし、契約書類等を第三者に開示する必要がある場合で、相手方の事前承認を得たときはこの限りではない。このとき、開示者は、当該第三者に本仕様書において自己が負うのと同等の義務を課し、かつ当該開示に伴う全責任を負うものとする。

(4) 情報廃棄

契約が終了した場合は、相手方から提供された情報について、相手方の指示に従って返還または廃棄すること。

8 疑義事項

本仕様書において、明示なき事項または疑義が生じた場合は、その都度、豊頃町と協議のうえ決定すること。